令和6年11月19日 庁 議 資 料 土木部・総務部

新 土 総 第 781号 新 人 第 839号 令和6年11月19日

各 所 属 長 様

土 木 部 長(担当:土木総務課)総 務 部 長(担当:人事課)

冬期におけるテレワークの積極的活用について (お願い)

12月1日より「新潟市除雪体制本部」を設置し、本格的な降雪に備えた除雪体制を構築します。

近年の降雪は、短期間かつ集中的な傾向となっており、1日の積雪量が50cmを超える異常降雪の発生頻度も高まっています。異常降雪時には、幹線道路の除雪を優先する体制に移行することから、公共交通機関の運休や交通渋滞、歩行の危険などが生じる可能性があるため、令和5年度より発行している「にいがた雪の日辞典」などを通じ、市民や企業に対して、大雪は災害であることの認識と併せ、出控えなどの行動変容をお願いしているところです。つきましては、庁内においても、率先した冬期の行動変容の一環として、各所属においてテレワークを積極的にご活用くださるようお願いします。

※冬 期:令和6年12月1日 から 令和7年3月31日 まで

問い合わせ先 土木部土木総務課 内線:33006